

別表 市町村等が、重要変更該当事例のうち軽微変更への見直しを求める事例

要望内容 (注1)	具体的な事例 (その影響を含む。) (注1)	農林水産省の対応(注2)
(変更金額全般に関するもの)		
<p>変更金額の要件について、工事費の増減額が少額又は減額の場合は、軽微変更としてほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 敷鉄板について、当初設置予定であったが、農地所有者からの要望により、敷設が不要となったため、工事費の減額が発生した。 ○ 水路復旧のための仮設道路について、農地所有者からの要望により、直接重機等を持ち入れさせることとなったため、工事費の減額が発生した。 ○ 工事費が少額な箇所の場合、総合単価から実施設計単価への組替えや使用機械の機種の変更だけで、工事費の増減割合が3割を超えてしまう。公共土木施設災害復旧事業の金額要件に合わせるなど、できるだけ要件を緩和してほしい。 <p>※ ある年災の場合、工事費の増減額が変更前の3割を超えると重要変更協議を行った箇所のうち、変更前の工事費が300万円以下の箇所は、3割程度となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 畦畔(けいはん)が崩落した田について、盛土工、ふとん籠工(3段積み)、丸太柵にて復旧予定であったが、再測量の結果、ふとん籠工(2段積み)で復旧可能と判明した。その結果、ふとん籠工の段数減、盛土工の数量変更等により、工事費の増減割合が3割を超えるものに該当(33.3%減)することになった。 ○ 非常に小さい査定額のもの(増額工事費274千円(77%増))まで、重要変更協議の対象となっている。 ○ 災害復旧工事のうち約3割が100万円以下の工事であるなど、低額の工事が多いことから(大多数は200万円以下)、低額の工事については、工事費が30%を超えて増減した場合であっても重要変更協議の対象から除外してほしい。 ○ 地方農政局が示している総合単価表に基づき大型水路工に係る災害復旧事業の査定を受けたものの、実際の工事では一部破損していない既存の水路を活用したため、大きく総合単価を下回り(45.6%減)、重要変更協議が必要となった。 	<p>告</p> <p>査定額から大きく変動するもの(工事費の増減額が300万円超、又は増減額の割合が3割超かつ1,000万円超のものは、国がその内容を確認・同意する必要がある。</p>
(残土運搬に関するもの)		
<p>残土量の変更に伴い、処理場所の変更は生じやすい。運搬距離の変更について、軽微変更としてほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取扱土量が多い工事であったため、査定結果より残土運搬の距離が増加し、工事費の増額が発生した。 ○ 処理場所が決まっていない場合、運搬距離は、一律2kmで積算することとされているが、実際は、土量に応じて4km、又は8kmで積算することとしている。必ず変更されることが分かっており、最初から土量に応じた積算が認められれば、事務の簡素化及び迅速 	<p>通</p> <p>運搬距離の変更は、数量に関係なく、軽微変更とする(注3)。</p>

	<p>化につながる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 簡易設計時の運搬距離（2km）を超えて運搬した場合は、重要変更協議となる。そのため、現状は比較設計を行い、あらかじめ処分場を選定して査定設計を作成しており、事務負担が生じている。 ○ 簡易査定の対象となった災害において、重要変更協議を行う前提で、全て最短距離（2km）にある通常使用している残土処分場に搬入すると仮定して計上したが、工事段階で、土砂の搬入量が多く当該処分場では受け入れられず遠方の処分場に運搬せざるを得なかった。その結果、単価が1.3倍を容易に超過した。 ○ 農地に堆積した大量の土砂を迅速に除去するため、その廃棄場所の距離を見込みで算出して査定を受けたが、工事の発注時点では土砂が予想以上に大量であったため、当該距離の範囲内の廃棄場所を確保できず、遠くにある廃棄場所まで運搬せざるを得ず、工事費が増加した。 <p>※ 農地の「耕土の捨土場所の些少の変更」は軽微変更とされているが、些少（さしょう）について、具体的な数量や金額は明示されていないものと認識している。</p>		
（土工量に関するもの）			
<p>標準断面方式は、標準的な一つの断面（被害が大きい箇所）で横断測量するため、過大・過小に土工量が見積もられる傾向があり、工事着工後の詳細設計の際に土工量が大きく増加又は減少することが一般的である。</p> <p>土工量について、増減の割合に関係なく軽微変更としてほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 土工量について、標準断面方式で査定を受けて、その後の詳細設計により土工量が2割を超える変更になったため重要変更協議の対象となるケース（例：減額工事費986千円（16.2%減））が多く、重要変更協議全体の2～4割ほどを占める。 ○ 主工事が排土や盛土の場合、僅かな堆積厚や面積の変更によって、土工量が2割以上増減してしまい、重要変更の対象となる。具体的には、農地への土砂流入の場合、主工事が排土になることが多いが、査定後、一部が廃工となって面積減となることにより土工量が減ることがある。また、堆積厚について、大規模災害時は、査定方法の簡略化がなされるため、その後の実測により土工量に変更が生じる。 	告 通	土工量の変更は、数量に関係なく軽微変更とする（注3）。
（仮設工に関するもの）			
<ul style="list-style-type: none"> ○ 仮設工は、工事目的物の建設に付随する工事等で、事業者との調整や気象状況などの影響を受けて変更することが多いことから、工事着工時に2割を超える数量変 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当初、ほ場内の仮設について、小運搬としていたが、工事応札者なしにより中止となったため、応札申込みがなかった理由を調査した結果に加え、冬期間の施工となることや、小運搬での作業効率の悪さからほ場が荒れる懸念が農家から寄せられたことを勘案して、来期の作付けに支障を来さないよう、仮設工を敷鉄板による仮設に変更した。 	通	任意・指定にかかわらず仮設工の変更は、数量等に関係なく軽微な変更とする（注3）。

<p>更により重要変更協議の対象となるケースがある。仮設工について、数量の増減の割合に関係なく軽微変更としてほしい。</p> <p>○ 仮設工事は、工事完了後に形が残らないものであるにもかかわらず、指定仮設工の場合は、僅かな変更についても重要変更協議が必要であるため、任意仮設工のように一定の範囲内の変更については軽微変更としてほしい。</p>	<p>※ その結果、重要変更協議の対象となり、説明資料の作成を含めて3週間程度を要し、工事発注が遅延した。</p> <p>○ 2割を超える数量変更の場合は重要変更協議が必要になるため、当初、仮設費を計上していない場合、1㎡の除雪や敷鉄板1枚でも重要変更の対象になる。</p> <p>○ 仮設工として残土処分のための道路を建設予定であったが、工事着工時のルート変更により当初予定よりも著しく短い道路を建設することになったり、近隣に残土を処分する場所を確保したため道路建設が不要になったりすることで、2割を超える数量変更が生じる。</p> <p>○ 当初、残土を場外へ搬出するため仮設道路を計画していたが、残土を隣接農地へ処分することになったため、仮設道路が不要(減額工事費 631 千円(2.6%減))になった。</p> <p>○ 指定仮設工は、課長通知に列挙されておらず、僅かな変更も重要変更協議の対象となる。仮設工事は、指定仮設工として設計されることが多いが、「仮設」ということもあり、施工方法を変更することがある。</p>		
(不可視構造物に関するもの)			
<p>工種の変更のうち、例えば、増減額が少額又は増減割合が小さいものや、小運搬及び小規模な附帯設備のように主要な工事でなく付随するものは、軽微変更としてほしい。</p>	<p>○ 水路への土砂崩落を復旧する工事において、崩落土砂撤去後、崩落土に埋没していた水路を確認したところ、損傷がなかったことから水路工を減工(減額工事費 510 千円(6.7%減))した。</p> <p>○ 当初は、排土工のみの予定であったが、排土を進めたところ、埋没していた畦畔(けいはん)に被災が確認されたことによる畦畔復旧工の追加、転石が混入していたことによる転石破碎工の追加等が必要となった。その結果、工事費の増減割合は3割を超えないが、工種の変更に該当することになった。</p> <p>○ 水路が土砂等で埋没して破損が確認できない場合は、当初は、水路の新設として申請し、条件(実施時に水路の破損を確認すること)付きの布設替えとして査定されている。しかし、施工時に破損を確認した場合は、水路の布設替えから撤去・新設となるため、重要変更が必要となる。</p> <p>※ 承認までの1か月の間、施工中断に加え、地元・業者との調整が必要となった。</p> <p>○ 土砂に埋もれているU字溝の復旧に当たり既設物を再利用する前提で積算し査定を受けたものの、工事着工時の現地調査でU字溝が破損していることが判明し既存のU字溝の撤去及び新たなU字溝の設置が必要となり、工事費全体額としては1万4,000円</p>	告 通	<p>不可視部分が主要な工事の場合、その被災状況を確認する必要がある。</p> <p>なお、以下については、軽微変更とする(注3)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水路の延長が2割以内かつ15m以内の数量変更 ・転石破碎工の追加

	の変更(0.6%増)と少額であるにもかかわらず、重要変更協議を行った。		
(主要な工事の形状、寸法、材質又は位置の変更に関するもの)			
不可視構造物について、工事着手後に、更に工種を追加すべき現状が判明することが多いため、工種の追加については、一律に軽微変更とみなしてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次のような工種の追加については、一律に軽微変更とみなしてほしい。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 不可視水路破損時及び水路が発見された時の新設水路追加、規格変更等 ・ 掘削時での基礎地盤確認による基礎工の追加、削除、根入れ変更、地盤改良 ・ 掘削確認時の湧水処理工の追加 ・ 施工時に発見された空洞化による購入土追加等の土工の変更(購入、残土処分等)、施工時に確認された既設ふとん籠等の流用、既設ブロック積裏コンクリート厚確認による変更 ※ 事務負担軽減の観点から、現状では地方単独費で負担している。 	告 通	当初計画にない農業用施設の復旧を行う場合は協議を要するが、実施時に判明した状況変化によって生じた形状・寸法等の変更、仮設工の変更、土工量の変更は、軽微変更とする(注3)。
「選定図」等に基づき査定設計書を作成した場合は、査定後、安定計算の結果により寸法や勾配等の変更の必要が生じたとしても、軽微変更としてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「農地・農業用施設・海岸等 災害復旧事業の復旧工法 -2014年度版-」(全国農村振興技術連盟発行、農林水産省農村振興局防災課監修)に記載されている「選定図」等は一定の条件で作成されたもので、査定後の実施設計のために安定計算を実施するとその多くで寸法等が変更となり、計画変更の必要性が生じる。 ※ その結果、災害復旧事業が被災翌年の営農再開に間に合わないことがある。 	通	現場打ちコンクリート構造物の形状、寸法又は材質の変更は、軽微変更とする(注3)。
(農地面積の変更に関するもの)			
農地面積の変更のうち、面積の変更割合が小さい場合や面積が減少した場合は、軽微変更としてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 河川工事の実施に伴い農業災害復旧工事の一部が必要なくなったケースや、小規模工事(100万円程度)の一部を自力復旧したケースなど、農業災害復旧工事の一部が廃止され、対象面積が減り、それに伴い工事費が3割以上減額となった。 ○ 大規模災害においては、従前の地形が把握できず、航空写真等を活用して机上で面積を算定するなど、正確な面積の把握は困難である。 ※ ある年災の場合、面積の変更が生じたとして重要変更協議を行った箇所のうち、面積の増減が変更前の3割以内の箇所は、6割程度であった。 ○ 畑等の場合は一部復旧しなくても営農できるため、比較的軽微な被災箇所の場合、自力復旧してしまうことがある。具体的には、一箇所工事により、5工区の排土工を実施予定であったものの、そのうち3工区は自力復旧のため事業を取り下げた結果、事業対象となる農地の面積が減り(0.17ha減)、工事費(92.0%減)が変更となったため、農地面積の変更及 	告	農地面積の2割以内の減少は、軽微変更とする(注3)。

	び工事費の変更割合が 3 割を超えるものに該当することになった。		
(その他)			
数量変更の場合は、軽微変更としてほしい。	<p>○ 復旧範囲となる被災箇所の起点と終点は変わらないが、高さが変わることによって積み上げるブロックの量が増加し、重要変更協議が必要となった。</p> <p>○ 総合単価は、工事内容ごとに平均的な数量を用いて算出されているため、現地の状況によってそれぞれ数量が変わる。工事内容が査定時から変わるものではないにもかかわらず、数量の変更により重要変更協議が必要となる。</p> <p>※ 数量変更の都度、重要変更協議が必要となり工事発注までに期間を要するため、工事完了が遅れることとなり、地元との調整が必要になる。</p> <p>○ 排土工事について、工事の完成直前に、地権者に仕上がり具合を再度確認したところ、排土が取り切れていないことが判明したことから、排土量の増量が必要となった。</p> <p>※ 現場施工の変更指示の前に設計変更の承認を受ける必要があるため、工事を約 1 か月中断し、結果として完成期日や農地耕作時期が遅れた。</p>	通	コンクリート二次製品、法面工、土工数量などの数量変更は、数量に関係なく軽微変更とする(注3)。
不可視部分の影響等による施工数量の変更の場合は、軽微変更としてほしい。	<p>○ 工種によらず施工数量の増減が発生した際に、査定時と比して事業の目的・本質が変わらず、かつ、金額要件を満たしている場合は、軽微変更として取り扱えないか(土工量や任意仮設工のように「当初の何割以内」のような限度を設ける等)。</p>	通	コンクリート二次製品、法面工、土工数量などの数量変更は、数量に関係なく軽微変更とする(注3)。
起点、終点及び構造物に変更が生じない場合は、軽微変更としてほしい。	<p>○ 土地の境界に沿ってブロックを積む工事を行う必要が生じたため、土地の境界について、査定時には土地所有者等の関係者間で合意を得ていたものの、査定後に改めて関係者間で立会いを行ったところ、査定時とは異なる境界で合意することとなった。</p> <p>ブロックの起点、終点、延長に変更はなく、位置の変更が生じたことから、重要変更協議の対象となった。</p>	通	起終点に変更がないコンクリート二次製品などの位置や数量変更は、軽微変更とする(注3)。
「金額要件又は数量要件」ではなく、「金額要件かつ数量要件」に変更してほしい。	<p>○ 崩土による埋設水路について、現地精査により当初計画高よりも低かったことから法面復旧工の法長が増加した。その結果、金額要件には該当しないが、数量の 2 割を超える変更(数量増 91m² (28.0%増))となった。</p> <p>※ 協議期間の短縮(最大 4 日)につながり、事務負担は大幅に軽減される。</p>	通	法長などの数量変更は、軽微変更とする(注3)。
「地域外からの労働者確保に要する間接費の設	<p>○ 大規模災害においては、入札不調への対応方策として、他の市町村に所在する工事事業者への発注機</p>	告	労働者確保に要する間接費の変更

<p>計変更」の場合は、軽微変更としてほしい。</p>	<p>会が増えるため、完成検査前に、宿泊・通勤等に要する経費の精算に伴う「地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更」として現場管理費（労務管理費）に変更（増額）が生じる。これにより、重要変更協議（1.3倍を超える単価変更）が必要となる場合、重要変更協議が承認されるまでの間は、請負業者及び下請業者への支払が遅延する。</p>	<p>は単価変更ではないため、重要変更協議は不要である（注3）。</p>
-----------------------------	---	--------------------------------------

(注) 1 「要望内容」欄及び「具体的な事例（その影響を含む。）」欄は、令和3年5月28日付け通知事項（災害復旧工事計画概要書の変更に係る告示等の見直し）に関して、農林水産省における検討の参考となるよう、当省において取りまとめたものである。

2 「農林水産省の対応」欄は、上記通知事項に対する措置内容（以下参照）及び補足事項について記載したものである。

「告」：告示の改正（令和3年農林水産省告示第2105号）による対応

「通」：課長通知の改正（令和3年11月10日付け）による対応

3 工事費の増減額が300万円以下、又は増減額の割合が3割以内かつ1,000万円以下のものに限る。